

簡易ガス選択約款

(家庭用暖房契約)

(富士松野団地)

平成28年5月1日

静岡ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 単位料金の調整	3
10. 精算について	4
11. 設置確認について	4
12. 名義の変更	4
13. 契約の変更または解約	4
14. その他	4
付 則	5

(別表)

1. 料金の算定方法	6
2. 料金表	8

1. 目 的

この選択約款は、家庭用ガス暖房機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を、変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (5) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

暖房機器を専用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時に先立って解約または変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月

目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約または簡易ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回および今回の検針日におけるガスマーテーの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、（別表）の料金表を適用して料金を算定し、4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、簡易ガス供給約款により料金を算定します。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、簡易ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
- 算定の対象となる本体料金 × 支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
× 0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、(別表)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により(別表)の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表)1.(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.210\text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100\text{円}) \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.210\text{円} \times (\text{原料価格変動額} / 100\text{円}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

76,820円

② 平均原料価格 (トンあたり)

(別表)1.(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が122,910円以上となった場合は、122,910円といたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって簡易ガス供給約款22で算定する料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

- (1) 当社は、暖房機器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、簡易ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降簡易ガス供給約款を適用いたします。

12. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

13. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

14. その他

他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成28年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成28年4月30日まで簡易ガス選択約款（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成28年5月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、平成28年5月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算定式により算定いたします。

（算定式）

料 金（小数点以下の端数切り捨て）

= 本選択約款の基本料金

+ 旧選択約款適用期間の従量料金 + 本選択約款適用期間の従量料金

本選択約款の基本料金

= 本選択約款（別表）2の基本料金（供給約款に定める22（3）の規定が適用される場合は、別表第4または別表第5による日割計算後の基本料金とする。）

旧選択約款適用期間の従量料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 旧選択約款の調整単位料金 × V_1

本選択約款適用期間の従量料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 本選択約款の調整単位料金 × V_2

（備 考）

D = 料金算定期間の日数

D_1 = D のうち平成28年5月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量 = $V - V_2$

V_2 = 本選択約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$ （0.1立方メートル未満の端数切り捨て）

適用料金表は、旧選択約款の料金、本選択約款の料金とも使用量 V が（別表）2の適用区分のいずれかに該当するかによって判定いたします。

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数切り捨て）

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が18立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	853.20円
------------------	---------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	420.41円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,053.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	395.43円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 717. 25円
------------------	-------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	302. 97円
------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。